

京都市告示第 201 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和 2 年 7 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
高岡 京二郎	一般財団法人 仁風会 京都 南西病院	内科	肢体，心 臓，呼吸 器，ぼうこ う・直腸， 小腸	音声・言語，そしゃ く，肝臓

* 障害区分の視覚又は聴覚については，診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の
場合，腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)